

【総会：第 1 号議案 令和 6 年度事業報告】

令和 6 年度 事業報告

＜概要＞

令和 6 年度事業計画に基づき、非常通信訓練、非常通信体制の総点検、継続的な非常通信協議会活動の強化及び周知・啓発などの事業を行い、非常災害時における通信体制の確立の推進に努めました。

令和 6 年 8 月 8 日には、日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表しました。南海トラフ地震に関連する情報の運用が開始されて以来、初めての発表として話題になり、あらためて災害に向けての準備の重要性について再認識されました。

北海道においても、今後発生する可能性が高い地震や大雨などの災害に備え、関係各位が一体となって通信手段の確保に向けた協力体制を確立するとともに活動を充実させていくことが重要です。

1 非常通信訓練

訓練は、災害想定の下で実践的な訓練を実施した上で、平常時使用している通信手段が使用できない状況下における非常通信ルートの実効性の検証を行うと同時に、参加機関相互の連携と非常通信に関する認識の向上を図ることを目的に全国訓練及び地方訓練を実施しました。また、関係機関等が主催する災害通信訓練にも参加しました。

(1) 第 87 回全国非常通信訓練（令和 6 年度）

- 実施日時
令和 6 年 11 月 14 日（木）9 時 30 分～11 時 30 分
- 実施地域
根室振興局管内
- 参加機関（6 機関）
北海道（本庁、根室振興局）、根室市、別海町、中標津町、標茶町、羅臼町
- 災害想定
千島海溝周辺を震源としたマグニチュード 7.0 の地震が発生し、根室市では震度 6 強を観測した。
- 訓練の条件
 - ア 使用不可能な通信手段
 - ・ 電気通信事業者が提供する通信設備
 - ・ 北海道総合行政情報ネットワークの光回線
 - イ 使用可能な通信手段
 - ・ 非常通信事務必携で定める地方非常通信ルート。（北海道総合行政情報ネットワークの衛星回線を含む。）
 - ・ 既設の非常通信ルートが使用不可となった場合を想定し、衛星携帯電話、自営系無線、他機関通信網及び他機関から借受けた通信機器を活用した臨時の非常通信ルート。
- 訓練の概要
 - ア 参加市町村は、地方非常通信ルートから適宜のルートを選択し、訓練通報を根室振興局経由で北海道（本庁）に伝達する。
 - イ アのルートのほか、臨時の非常通信ルートによる訓練も推奨する。この場合、総務省の貸出す災害対策用移動通信機器の使用も可能とする。
 - ウ 北海道（本庁）は、伝達された災害情報を取りまとめ、北海道開発局を経由して中央非常通信ルート（国交ルート）により内閣府へ訓練文を伝達する。

エ 内閣府は、国の応援対策などの情報を、ウの中央ルートにより北海道（本庁）に伝達する。
オ 北海道（本庁）は、内閣府からの情報をア又はイの地方ルートにより被災想定市町村に伝達する。

カ 訓練においては、可能な限り非常用電源を稼働させての訓練を推奨する。非常用電源の実稼働が困難な場合は、少なくとも運用手順書や燃料残量等の再確認に努める。

キ その他、本訓練の機会を捉え、避難所を中心とする通信訓練等の実施も推奨する。

➤ 訓練の結果

各参加市町村とも、地方ルートに北海道総合行政情報ネットワークの衛星FAX回線を選定。訓練中は特段の支障は認められず、訓練開始から1時間42分後にすべての市町村が訓練を終了しました。また、各機関からの訓練結果報告においても、北海道総合行政情報ネットワークの衛星回線に「有効性が認められる」と報告を受けています。

(2) 令和6年度北海道地方非常通信訓練

➤ 実施日時

令和6年12月10日（火）9時30分～11時30分

➤ 実施地域

檜山振興局管内

➤ 参加機関（8機関）

北海道（本庁、檜山振興局）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町

➤ 災害想定

北海道南西沖を震源域とするマグニチュード7の地震が発生し、札幌管区気象台は北海道の日本海沿岸に大津波警報を発表しました。

➤ 訓練条件

ア 使用不可能な通信設備（平常時使用している通信手段）

- ・ 電気通信事業者が提供する通信設備
- ・ 北海道総合行政情報ネットワークの光回線

イ 使用可能な通信設備（非常通信ルート及び臨時に設定する通信ルート）

- ・ 北海道総合行政情報ネットワークの衛星回線
- ・ 衛星携帯電話
- ・ 他機関の通信設備（通信の中継を依頼する場合）
- ・ 自営系の通信設備（防災行政無線、MCA、簡易無線等）
- ・ 他機関又は総務省から借受けた通信機器

ウ その他

訓練参加市町村は、被災想定に合わせ、使用可能となる通信設備を適切に設定するものとし、既設の非常通信ルートが使用不可と想定される場合は、既設の非常通信ルート以外他機関の通信網の利用及び他機関又は総務省から通信機器の貸出しを受けるなど、既設の非常通信ルートに関わらず、地域の実情に応じた通信ルートを設定しました。

➤ 訓練の概要

全国訓練に同じ。ただし、通信ルート区間は「各参加市町村～北海道（本庁）」まで。

➤ 訓練の実施結果

各参加市町村とも、地方ルートに北海道総合行政情報ネットワークの衛星FAX回線を選定。本訓練は参加機関の良好な連携が認められ、訓練開始から1時間50分後にすべての市町村が訓練を終了しました。また、各機関からの訓練結果報告においても、北海道総合行政情報ネットワークの衛星回線に「有効性が認められる」と報告を受けています。

(3) 関係機関が主催する災害通信訓練への参加

北海道防災会議が主催する「令和6年度災害通信連絡訓練(地震・津波)兼Lアラート全国総合訓練」に以下のとおり参加しました。

- 実施日時
令和6年5月30日(木) 10時30分～14時30分(4部構成のうち2部参加)
- 実施地域
北海道内一円
- 参加機関
北海道防災会議構成機関、市町村
(注:北海道地方非常通信協議会は協力機関として参加。)
- 訓練内容
本訓練は、北海道地域防災計画に基づき実施するもので、津波警報・注意報及び地震情報等の災害情報(FAX)を迅速かつ正確に伝達し、各訓練実施機関における災害情報通信計画を適切に運用することにより、災害発生時の各機関における迅速かつ適切な非常配備体制(初動体制)の確立を図ることを目的とし、一般財団法人マルチメディア振興センターが主催するLアラート全国総合訓練とあわせて実施するものです。
当協議会は、午前実施の訓練に「風水害」及び午後実施の訓練に「地震(北海道西方沖)・津波(沿岸市町村)」に参加し、訓練通報を受信後、非常通信ルートの被害状況の把握、非常通信の確保に向けた協力依頼、非常通信の取扱要請及び災害対策用移动通信機器の貸出しに係る一連の初動対応について、机上訓練を実施しました。
- 訓練の実施結果
当協議会の一連の机上訓練は、滞りなく実施できました。

2 非常通信体制の総点検の実施

非常災害時における通信・放送の確保のため、無線局等の設備や運用管理体制について一斉点検を実施しました。

- 実施期間
令和6年9月2日～12月31日まで。
(9月2日以前に点検を実施した場合はその結果も可としました。)
- 対象機関
全構成員の313機関
(通信設備を有しない構成員は、非常時の連絡体制等の点検を推奨する。)
- 点検項目
別紙1の中央非常通信協議会で策定した総点検項目(標準項目)。
- 総点検の実施結果
下表のとおり、「点検設備あり」と報告のあった144機関のうち、29機関の合計120局の設備について、何らかの不良箇所が認められたと報告がありました。

回答状況の内訳(単位:機関数)

機関別	機関数	回答数	回答の内訳			
			点検設備 なし	点検設備 あり	内訳	
					不良設備 なし	不良設備 あり
国・都道府県	9	5	0	5	5	0
市町村	179	95	14	81	69	12
消防	42	38	0	38	22	15
電気通信	6	5	1	4	3	1
放送	28	8	0	8	8	0
その他	50	13	5	8	7	1
計	314	164	20	144	114	29

不良設備の局種別内訳（単位：局数）

機関	不良設備（無線局＋有線設備）			
	陸上移動局・ 携帯局	固定局	基地局・ 携帯基地局	有線設備
国・都道府県	0	0	0	0
市町村	27	8	5	0
消防	8	16	20	0
電気通信	0	0	2	0
放送	0	0	0	0
その他	33	1	0	0
小計	68	25	27	0
合計	120			

局種別不良箇所の内訳（単位：箇所）

（一の局に複数の不良箇所がある場合は重複して計上しています。）

局種	不良箇所				
	送受信 設備	電源 設備	空中線 設備	管理 体制	その他
陸上移動 局・携帯局	58	18	20	8	0
固定局	10	8	1	0	1
基地局・ 携帯基地局	5	11	2	0	0
小計	73	37	23	8	1
合計	142				

不良設備は、送受信設備に係るものが全体半数を超え、老朽化に起因するものが多く見受けられます。不良設備の多くは、措置済あるいは措置予定とされていますが、バッテリーの使用期限切れに係る電源設備の不良が、報告されています。

3 継続的な非常通信協議会の活動強化

当協議会の活動強化として、各種会議の開催、非常通信事務必携の改訂、非常通信対応マニュアルの改訂、非常通信ルートの見直しを行いました。

（１）各種会議の開催状況

➤ 幹事会

ア 日 時：令和6年6月24日（月）～7月2日（火）

イ 開催方法：メール審議方式

➤ 総会

ア 日 時：令和6年8月1日（木）～8月9日（金）

イ 開催方法：メール審議方式※

※【参考】

総会は、メール審議方式とオンライン審議方式を組み合わせた開催を予定していましたが、オンライン審議での希望者が少ないため、メール審議方式に一本化しました。

(2) 非常通信事務必携及び非常通信対応マニュアルの改訂

当該必携及びマニュアルに掲載の各情報のリンク先である当局ホームページ（防災ポータルサイト）の更新を含め、令和6年度も随時改訂作業を進めました。

(3) 非常通信ルートの見直し及び非常通信対応マニュアルの作成・見直し

➤ 実施時期

令和6年8月26日～令和6年12月27日まで

➤ 対象機関

市町村の構成員

➤ 実施結果

ア 非常通信ルートの見直し

4市町村から見直しの報告があり、見直し後のルートは非常通信事務必携に反映しました。

イ 非常通信対応マニュアルの作成・見直し

報告結果は下表のとおりです。

作成予定のある機関			作成予定のない機関	
R7.3までに作成予定	次期防災計画の際に作成予定	作成時期未定	内容を包含した別マニュアルや規程類がある	マニュアルや規程類を必要としない
0	4	11	4	1

4 周知・啓発活動

講演会の開催及び災害対策用支援機材の周知啓発に取り組みました。

(1) 講演会の開催

3月に「能登半島地震の教訓」をテーマとしたセミナーをハイブリッド方式で開催しました。

本セミナーは、表彰、講演と機器展示の3部構成とし、機器展示ではデモを交えて説明することで、ご参加の皆様に理解を深めていただきました。また、大多数の方がオンラインでの参加となるため、オンライン運営を外部に委託することで、映像及び音響ともに良質な配信となるようにしました。

➤ 開催日時

令和7年3月19日(水) 13時30分～17時00分

➤ 参加者数

214名

➤ プログラム

●表彰式

被表彰者：団体「てしおハムクラブ」

●基調講演

演題：「能登半島地震などにおける情報通信の重要性と組織間連携の取組み」

講師：国立研究開発法人防災科学研究所

災害過程研究部門主幹研究員 宇田川 真之（うだがわ さねゆき）氏

●講演 1

演題：「能登半島地震におけるドコモのインフラ復旧及び復興支援の取組み」

講師：株式会社 NTT ドコモ北海道支社

災害対策室長 下川 真由子（しもかわ まゆこ）氏

●講演 2

演題：「能登半島地震における携帯エリア復旧の取り組みと今後の課題」

講師：ソフトバンク株式会社

テクノロジーユニット統括 エリア建設本部 北海道ネットワーク技術部

部長 吉田 安範（よしだ やすのり）氏

●講演 3

演題：「能登半島地震での Starlink による支援対応と Starlink を活用したインフラ整備・DX 促進事例」

講師：KDDI 株式会社 営業推進部 地域共創営業 1G 鈴木 大和（すずき ひろかず）氏

●講演 4

演題：「令和 6 年能登半島地震対応の経験等に基づく災害時の通信に向けた検討」

講師：総務省総合通信基盤局 電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室

室長 中川 拓哉（なかがわ たくや）

●機器展示

・出展企業：株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社及び株式会社インターネットイニシアティブ(IIJ)

※会場参加特典として、開会前 30 分、休憩時間 10 分及び閉会后 20 分は展示ブースを解放。

以上

総点検項目（標準項目）			
点検事項	中分類	項番	点検項目
送受信設備	送受信装置	1	送信電力低下
		2	周波数のずれ
		3	送信信号不良
		4	受信信号不良
		5	受信感度低下
	操作系	6	マイク、コネクタ等不良
		7	ランプ、スイッチ、メータ等不良
	監視制御装置	8	機能不良
	電源部	9	コンバーター不良
		10	回路等不良
	設置（保管）場所	11	耐震対策不良
		12	津波及び豪雨等による浸水対策不良
	付属装置	13	FAX、映像伝送装置等の不良
		14	連絡線不良
		15	その他
空中線 （アンテナ）		16	空中線不良・破損
		17	空中線柱老朽化
		18	給電線不良（たわみ含）
		19	回転型制御系不良
		20	鳥害対策不良
		21	航空障害灯不良
		22	耐雷対策不良
		23	空中線共用器不良
		24	耐震対策不良
		25	着雪対策不良
		26	その他
電源設備	通常電源設備 （固定する無線局）	27	配電盤不良
		28	変圧器不良
		29	警報監視装置不良
		30	制御装置不良
		31	引込線樹木接触
		32	耐雷対策不良
		33	耐震対策不良
		34	津波及び豪雨等による浸水対策不良
	非常用電源設備 （固定する無線局）	35	その他
		36	バッテリー不良、定期交換未実施
		37	UPS、CVCF不良
		38	発動発電機不良
		39	発動発電機燃料の不足
		40	耐震対策不良
		41	津波及び豪雨等による浸水対策不良
		42	非常用電源の継続的な運用体制不良
	電源設備 （移動する無線局）	43	その他
		44	可搬型無線機のバッテリー不良
		45	電源ケーブル等不良
		46	その他
管理体制		47	機器操作習熟訓練
		48	機器操作マニュアルの配置
		49	保守委託業者連絡体制
		50	危機管理マニュアル等の整備
		51	非常時要員連絡体制
		52	通信訓練実施
		53	通信回線被害の発生時における対策
		54	その他
有線設備 （非常通信 ルート）		55	音声不良、データ欠損
		56	交換機不良
		57	サーバ等不良
		58	ルータ、モデム等不良
		59	コネクタ、接続ケーブル等不良
		60	その他